海上保安庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく海上保安庁の国民の保護に関する計画（海上保安庁国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成28年８月29日　　海上保安庁長官　中島　　敏

海上保安庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第２章第２節２及び第３章第１節５中「、多重通信装置」を削る。

第６章第１節１の表中「くさかき型」を「くにさき型」に改める。

同節２の表中

ベル式　412型	15	141	140×100×65
ベル式　212型	11	439	140×100×65
ベル式　206Ｂ型	5	76	40×60×40

を

ベル式　412型	15	141	140×100×65
ベル式　206Ｂ型	5	76	40×60×40

に改める。

第６章第２節の表中「交通企画課及び交通安全課」を「交通航行安全課及び交通安全対策課」に、「交通計画運用課」を「交通整備課」に改める。

環境省国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく環境省の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成28年８月29日　　環境大臣　山本　公一

環境省国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章の見出し中 実施体制の確立 を 実施体制の整備・確立 に改める。

第１章第２節１．⑵の５つ目の○を次のように改める。

○本部員は、地球環境審議官、官房長、各局長、放射性物質汚染対処技術統括官、各部長、大臣官房秘書課長、大臣官房総務課長及び大臣官房会計課長とする。

第２章５．中「政策評価広報課」を「大臣官房総務課広報室」に改める。

第３章第２節１．中２つ目の○を削る。

第３章第３節２．⑵中「廃棄物対策課」を「廃棄物対策課及び災害廃棄物対策室」に改める。

第４章１．⑵の５つ目の○を次のように改める。

○本部員は、地球環境審議官、官房長、各局長、放射性物質汚染対処技術統括官、各部長、大臣官房秘書課長、大臣官房総務課長及び大臣官房会計課長とする。

原子力規制委員会国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく原子力規制委員会の国民の保護に関する計画（原子力規制委員会国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成28年８月29日　　原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力規制委員会国民保護計画の一部を次のように変更する。

第４章第４節２⑵③中「放射線医学総合研究所」を「量子科学技術研究開発機構」に改める。

防衛省及び防衛装備庁の国民の保護に関する計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく防衛省及び防衛装備庁の国民の保護に関する計画（防衛省・防衛装備庁国民保護計画）を次のとおり変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定により公表する。

平成28年８月29日　　防衛大臣　稲田　朋美

防衛装備庁長官　渡辺　秀明

防衛省・防衛装備庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第１節第１項中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第２章第１節第１項①を次のように改める。

①　主管部署の役割

防衛政策局運用政策課、統合幕僚監部運用部運用第１課及び同監部参事官付は、武力攻撃事態等における対処の一環として、防衛省における国民保護措置の主管部署として、省内各部局及び関係機関との間で連携協力しつつ、平素から以下の措置をそれぞれ実施する。

ア　防衛政策局運用政策課は、防衛省・防衛装備庁国民保護計画の適宜の見直しを行う。

イ　統合幕僚監部運用部運用第１課及び同監部参事官付は、次に掲げる措置を実施する。

㈠　国民保護措置の実施に係る指定行政機関、地方公共団体その他の関係機関及び在日米軍との連携協力体制の整備の総合的な推進

㈡　防衛省・防衛装備庁国民保護計画のうち、平素における措置の総合的な推進（㈠に係るものを除く。）

㈢　武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための業務実施手順の検討その他の準備措置の実施

㈣　その他国民保護措置の実施に必要な事項

同項第２号②ア中「とらえて」を「捉えて」に改める。

同章第２節第３項第２号②ア中「防衛省職員」を「防衛省の職員」に改める。

第３章第２節第１項第１号④中「他に」を「ほかに」に改める。

同節第２項第３号中「口答処理」を「口頭処理」に改める。

第４章第１節第１項第１号中「かんがみ」を「鑑み」に、「繋がる」を「つながる」に改める。

同章第２節第２項第４号中「がれき」を「瓦れき」に改める。

別紙１中「東京都目黒区中目黒２－２－１」を「東京都新宿区市谷本村町５－１」に、「03（5721）7005」を「03（3268）3111」に改める。

別紙２を次のように改める。

（別紙２）

武力攻撃事態等において地方公共団体との連絡調整を担当する部隊等の長

区　域	区分	部隊等の長名及び窓口	所　在　地	電　話　番　号
	陸自	北部方面総監 （総務部）	〒064―8510 札幌市中央区南26条西10丁目	（011）511―7116 内線2311 （当直2576）